議案第３４号

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 ４ 年 ４ 月２２日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
３４号	1

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（守谷市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　守谷市職員の給与に関する条例（昭和３１年守谷町条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に，「１００分の１０７．５」を「１００分の１００」に改め，同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に，「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に，「１００分の１０７．５」を「１００分の１００)」に，「１００分の６２．５」を「１００分の５７．５)」に改める。

（守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

第９条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に，「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

（守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年守谷市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第２号中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条　令和４年６月に支給する期末手当の額は，第１条の規定による改正後の守谷市職員の給与に関する条例（以下この条において「新給与条例」という。）第２０条第２項（同条第３項又は第２条の規定による改正後の守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成４年守谷町条例第１号）第１６条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第２４条第１項から第３項まで，第５項若しくは第７項，外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成２０年守谷市条例第２号）第４条第１項，守谷市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（令和２年守谷市条例第３８号）第４条又は第３条の規定による改正後の守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例第１１条の規定にかかわらず，これらの規

定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から，令和３年１２月に支給された期末手当の額に，同月１日（同月前１箇月以内に退職した者にあっては，当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しない。

（１）再任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項，第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ次に定める割合

ア　イ及びウに掲げる職員以外の職員　１２７．５分の１５

イ　新給与条例第２０条第２項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。）　１０７．５分１５

ウ　守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第７条第１項に規定する特定任期付職員　１６７．５分の１０

（２）再任用職員　次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に定める割合

ア　イに掲げる職員以外の職員　７２．５分の１０

イ　特定幹部職員　６２．５分の１０

（委任）

第３条　前条に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

議 案	頁 数
３４号	3

提案理由（議案第３４号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和３年の人事院勧告による国の法律改正に準じ、官民較差を是正するため市職員の期末手当について、条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、職員の期末手当を０．１５月分引下げるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
３４号	４

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第１条関係）

改　　正	現　　行
（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は，期末手当基礎額に１００分の１２０（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。第２１条第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては，１００分の１００）を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）から（４）まで　（略） ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については，同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」と，「１００分の１００）」とあるのは「１００分の５７．５）」とする。 ４から６まで　（略）	（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は，期末手当基礎額に１００分の１２７．５（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。第２１条第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては，１００分の１０７．５）を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）から（４）まで　（略） ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については，同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」と，「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４から６まで　（略）

参考資料

議案	頁数
３４号	５

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第２条関係）

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　この条例は，地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項，第４条，第５条，第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき，職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （給与条例の適用除外） 第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項及び第２０条第２項の規定の適用については，給与条例第２条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）第７条の規定」と，給与条例第２０条第２項中「１００分の１２０　　」とあるのは「１００分の１６２．５」とする。	（趣旨） 第１条　この条例は，地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項，第４条，第５条，第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第６項の規定に基づき，職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （給与条例の適用除外） 第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項及び第２０条第２項の規定の適用については，給与条例第２条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）第７条の規定」と，給与条例第２０条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

議案	頁数
３４号	６

参考資料

守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第３条関係）

改　　正	現　　行
（期末手当） 第１１条　会計年度任用職員（市規則に定める者を除く。以下この条において同じ。）には，次の各号に定めるところにより，期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）期末手当の額は，報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には，市規則で定める方法により月額に換算した額）に１００分の１２０　を乗じて得た額に，基準日以前の６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ，当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，同一の任命権者に再度任用された者は，引き続きその職にあったものとみなす。 （略） ２　（略）	（期末手当） 第１１条　会計年度任用職員（市規則に定める者を除く。以下この条において同じ。）には，次の各号に定めるところにより，期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）期末手当の額は，報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には，市規則で定める方法により月額に換算した額）に１００分の１２７．５を乗じて得た額に，基準日以前の６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ，当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，同一の任命権者に再度任用された者は，引き続きその職にあったものとみなす。 （略） ２　（略）

参考資料

議案	頁数
３４号	7